令和元年度　第４回大阪府がん対策推進委員会

がん登録等部会（概要）

１．議　事

（１）がん登録情報の利用申出について

　　　１：申出No.１

　　　２：申出No.２

　　　３：申出No.３

（２）公表前申出について

　　　 申出No.４

２．開催日時

　　　令和元年１１月２９日（金）～12月２７日（金）まで（メール開催）

３．審議結果

（１）がん登録情報の利用申出について

　　　１：申出No.１

　　　【主な意見】　データ利用場所について、「入退室記録なし」かつ「勤務時間外でも

職員であれば入室可能」となっており懸念される。

【審議結果】　利用申出に対し、情報提供することは妥当。

　　　　　　　ただし、下記条件を満たすこと。

　　　　　　　・入退室記録（電子もしくは紙媒体）の整備をすること。（紙媒体の

場合、入退室記録簿を作成するだけでなく、入退室の管理体制に

ついても整備し、権限のない者の入退室による情報の漏えいを防

止する手段を明らかにすること）

２：申出No.２

【審議結果】　利用申出に対し、情報提供することは妥当。

また、公表前審査の窓口組織への一任を可とする。

　　　　　　　ただし、下記条件を満たすこと。

　　　　　　　・「２　情報の利用目的」において、「・がんにかかる調査研究のため」にチェックがついているが、「・がん対策の企画又は実施に必要ながんに係る調査研究のため」にチェックしなおすこと。また、併せて様式３を提出すること。

・「５．利用する登録情報及び調査研究方法」において「65.死亡日/最終生存確認日資料源」に○を付けること。

３：申出No.３

【審議結果】　利用申出に対し、情報提供することは妥当。

　　　　　　　ただし、下記条件を満たすこと。

・研究計画書等が添付されていないため提出すること。

・４「利用する情報の範囲」（４）生存確認情報のうち、「イ」と「ハ」を「不要」→「要」にすること

（２）公表前申出について

申出No.4

　　　【主な意見】　公表前審査の窓口組織への一任に関し、今後の取り扱いについて議

論をすべき。

　　　【審議結果】　10件未満のデータの公表を可とする。